

適正規模・適正配置の実現に向けた進め方について

市立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けた方策の実施に当たっては、次に示す基本的な考え方にに基づき、各学校や地域の実情をなどを踏まえ、総合的に判断するものとする。

1 方策を実施する対象校について

(1) 対象校について

毎年度実施している「児童・生徒及び学級数将来推計」(参考資料2参照)において、当該年度から9年後(以後、「対象年度」という。〔例〕令和2年度推計であれば対象年度は令和11年度〕において、本方針で定める小・中学校の適正規模(小学校:12学級~24学級、中学校:9学級~18学級)を下回る学校(小規模校)及び上回る学校(大規模校)を方策の実施を検討する対象校(以下、「対象校」という。)とする。

なお、対象校における方策の検討に当たっては、本市における人口の現状と将来の展望や人口減少を克服するための施策の基本的方向を取りまとめた計画である「厚木市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 総合戦略」で目指す「本市の人口の将来展望」における地域別の年少人口(0~14歳)(参考資料3参照)を踏まえ、長期的な視野をもって検討を進めるものとする。

(2) 優先して方策を実施することが望ましい対象校について

(1)の対象校のうち、対象年度において次の学校規模となることが見込まれる場合は、優先して方策の検討を進める学校(以下、「優先的对象校」という。)とする。

校種	小規模校	大規模校
小学校	6学級以下	31学級以上
中学校		25学級以上

《参考》文部科学省「公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き」における学級数による学校規模の区分

校種	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
小学校	1~5	6~11	12~18	19~30	31以上
中学校	1~2	3~11			

《参考》令和2年度「児童・生徒及び学級数将来推計」に基づいた優先的对象校

校種	R11 小規模校		R11 学級数	R11 大規模校
小学校	荻野小学校	上荻野小学校	6学級	該当なし
	玉川小学校	飯山小学校		
	相川小学校	森の里小学校		
中学校	東名中学校		6学級	
	森の里中学校		3学級	

2 方策実施に係る基本的な考え方について

(1) 通学区域の再編成を伴う方策について

通学区域の再編成を伴う方策（通学区域の変更、学校の統廃合、学校の新設）を検討する場合は、隣接する学校との関係性を含めて検討するものとする。

通学区域については、地域コミュニティとの関係性や通学区域編制の経緯を踏まえ、市制施行前の旧町村域による8地域（[参考資料4](#)参照）別に再編成を伴う方策の検討するものとする。なお、中学校区については、上記に加え、小学校との整合性を配慮し検討を行うことを原則とする。

ただし、地域内において、通学区域の変更や学校の統廃合の実施に適した学校が存在しない場合など、通学区域の再編成の方策の実施が難しい場合は、この限りではないものとする。

3 方策実施に係る検討時期について

(1) 経過措置期間を見据えた検討について

通学区域の再編成を伴う適正規模の方策を実施する場合、対象となる児童・生徒やその保護者、地域への影響が大きいことから、再編成に伴う環境の変化がもたらす影響を緩和するため、一定期間（複数年度）の経過措置策の導入が必要と考えられる。

については、経過措置期間の確保するため、適切な時期に検討を進めるものとする。

(2) 学校施設の再整備計画を踏まえた検討について

現在策定を進めている「厚木市公共施設個別施設計画」では、今後目標耐用年数を迎える学校施設の再整備に係るスケジュールを示すこととしている。

学校施設についても目標耐用年数を迎える学校施設が複数あり、学校施設の整備に当たっては、将来の児童・生徒数の見込み等を把握した上で施設規模等を検討する必要があることから、事前に当該校における将来を見据えた通学区域が整理されている必要がある。

そうしたことから、対象校における方策の実施時期については、学校施設の整備時期を見据えて検討していくものとする。

なお、学校施設の整備が必要となる学校（以下、「施設整備対象校」という。）の近隣に優先対象校が存在する場合は、優先対象校を含めて適正規模の方策について検討を行った上で、整備内容を整理する必要がある。

【令和3（2021）～令和14（2032）年度の12年間^{※1}で再整備予定の学校施設一覧（案）】

No	校種	学校名	建物名	更新時期	対象校 ^{※2}	隣接対象校 ^{※2}
1	小学校	依知南小学校	中央棟	令和6年		
2		緑ヶ丘小学校	東棟	7年		
3			西棟	12年		
4		北小学校	南棟	8年		
5		小鮎小学校	南棟	9年		◎（飯山小）
6		依知小学校	体育館	11年		
7		厚木小学校	北棟	11年		
8			東棟	12年		
9		厚木第二小学校	西棟	12年	○	
10		清水小学校	北棟	13年		
11	中学校	南毛利中学校	体育館	9年	○	◎（東名中）
12		睦合中学校	体育館	10年		
13		東名中学校	南棟	11年	◎	
14		小鮎中学校	北棟	13年	○	
15			体育館	13年		

※1 「厚木市公共施設個別施設計画『第1期短期再編プログラム』計画期間」

※2 令和11年度における対象校を「○」、優先的対象校を「◎」、隣接する優先対象校については、対象となる学校名を併せて記載

4 方策実施に係る留意事項について

- ・対象校について、まず通学区域の再編成を伴わない方策（通学区域制度の弾力的運用、校舎の増改築）について検討を進めるものとする。優先的対象校については、通学区域の再編成の有無を含めた全ての方策の中から検討を進めるものとする。
- ・通学区域の再編成を伴う方策の実施に伴い、通学時間・通学距離が長時間化・長距離化する場合は、通学時間・通学距離の上限を目安に通学負担の軽減策を導入するものとする。
- ・通学区域の再編成を伴う方策を実施した学校や地域については、児童・生徒などの影響が大きいことから、当面の期間（10年程度を想定）は、通学区域の再編成は行わないものとする。
- ・通学区域の再編成を実施してもなお適正規模に達することが見込めない場合であっても単学級の解消や単学級における学級規模の拡大などの教育効果の向上が図られる場合には、方策を実施するものとする。

5 他自治体の事例について

他自治体の適正規模の方策に係る取組基準等は[参考資料5](#)のとおり

【審議の論点（案）】

- 対象校・優先的对象校の選定の考え方（対象年度、対象学級数等）は妥当か
- 方策実施に係る基本的な考え方・検討時期・留意事項は妥当か。（特に留意事項について、他に留意すべき事項がないか等）